令和３年12月１日作成

法　　令　　名：オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律
根　拠　条　項：第７条第１項
処 分 の 概 要：オウム真理教犯罪被害者等給付金の支給等の裁定
原権者（委任先）：秋田県公安委員会
法 令 の 定 め： オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律第２条（定義）、第３条（給付金の支給）、第４条（遺族の範囲及び順位等）、第５条（給付金の額）、第６条第１項、第２項及び第３項（裁定の申請）、第７条第２項（裁定等）、及び第８条第１項及び第３項（裁定のための調査等） オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則第１条（対象犯罪行為により残った障害）及び第２条（オウム真理教犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定の申請）
準拠基準：オウム真理教犯罪被害者等給付金の支給等の裁定は、「オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定事務処理要領」（令和２年12月15日付け警察庁長官官房長通達別添）を参照して行うものとする。
処　理　期　間：90日
申　　請　　先：警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室
問い合わせ先：警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室(電話018-863-1111 内線2662・2664)
備　　考：